

〈2017 年度企画の趣旨〉

聖書的人間像の最たるものは「神の像としての人間」である。しかしこの「神の像」としての人間の本来の在り方が「毀損・破壊されている」という理解もまたキリスト教において——とりわけ西方で——根本的であった。自罪以前に人間は、人祖の罪科を生殖行為において引継ぎ「原罪」・罪への傾きのうちにある。この悲惨さのなかで、個人の生も人類史も過ちを犯しながらではあれ、イエス・キリストの贖いにより完成に向けて紡がれていく。強調点こそ違えながらも、これが西方の聖書的人間観・世界観・救済史観の大枠となっている。だが「原罪」という言葉で示されている事柄の本質を捉えることは——それが、イエス・キリストは万人の救い主である、というキリスト教の根本使信の前提であるにも関わらず——今なお神学の課題であり続けている。神学という学問領域を超えても、人間的行為が技術力を背景にかつてない力を獲得した今日、近代的・啓蒙主義的な人間観では捉え尽くせない、また「無力」という言葉で語りつくせない、悪と悲惨さの根底と向き合う責務が人文研究にはある。こうした点に鑑み、2017 年度・2018 年度の大会で「中世における原罪論の諸相」をメインタイトルとするシンポジウムを企画することとした。この主題を扱うには広範な時代を複層的な位相から見据えることが要されるのだが、今年度はキリスト教古代を、次年度はラテン中世を扱う。また原罪論の深化にフェミニズム神学が寄与していることに鑑み、両年度ともキリスト教思想における女性の位置付けについても眼差しを向けていく。

カトリックの教義史からすれば「原罪」は、アウグスティヌスの原罪理解に影響された古代の教会会議での諸決定がトレント公会議第五総会(1546年)で「原罪についての教令」(DS1510-16)として追認されたものである*)。アウグスティヌスの著述に根差すことから、プロテスタント神学においてもこれに共通する原罪理解がある。しかしこの教説は、現状、女性の抑圧につながることから、生物学・ジェンダー論等から再検討

*) H・デンツィンガー編、A・シェーンメッツァー増補改訂『改訂版・カトリック教会文書資料集〈信経および信仰と道徳に関する定義集〉』A・ジンマーマン監修、浜寛五郎訳、エンデルレ書店、1982年、271-273頁。なお概要としては以下を参照している。宮川俊行「原罪」、上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典Ⅱ』研究社、1998年、781-783頁。

を迫られている。

アウグスティヌスの原罪理解は、彼個人の情欲を巡る強烈な体験と「自由意志論争」の中から形成されたものではあるが、それはまた彼のギリシア教父の聖書解釈の受容に裏打ちされたものでもあった。そこで今年度は、まず特別報告で宮本久雄氏より本テーマについて広やかな視野を開いていた後、シンポジウムでは、アウグスティヌスにおけるオリゲネスの聖書解釈の受容とその変奏（出村みや子）、アウグスティヌスが見る墮罪後の人間の自己疎外と神からの疎外（佐藤真基子）、ペラギウスおよびペラギウス派の聖書解釈と「自由意志論争」の史的脈絡（山田望氏）の提題へと進む。聖書解釈を、それがなされた現場に差し戻して考察しつつ、情欲・女性・遺伝・模倣・疎外・自由意志・恩恵・洗礼（とくに幼児洗礼）を鍵概念としながら、ラテン中世へと伝えられる原罪理解がいかに醸成されていったのか、その軌跡を描こうとする。

2017-18年度シンポジウム企画委員：

出村みや子、佐藤真基子、佐藤直子（文責）

《シンポジウム》

2017年度シンポジウム司会報告

「中世における原罪論の諸相——教父の聖書解釈を中心に」

司会 矢内 義 顕

「中世における原罪論の諸相——教父の聖書解釈を中心に」と題する本シンポジウムで取り上げることになった原罪（*peccatum originale*）とは、最初の人アダムが犯した最初の違反（始原罪）の結果として、彼の子孫が生殖行為をとおして受け継ぐことになった罪（*peccatum hereditarium*）のことである。伝統的に原罪論の典拠となった聖書の箇所としては、創世